関東東北産業保安監督部 保安課長 相田 文雄

この度、平成18年5月1日付けで保安課長に就きました相田で御座います。

前職は、関東経済産業局地域経済部技術企画課において、地域産業の発展等を目的として産学官における技術開発の環境整備、ナノテクによる産業振興及び産業財産権の保護及び利用の促進などの事業により企業の皆様が自らの競争力を高めて頂く、業務に携わっていたところです。この度の産業保安業務は、前職とおもむきが異なりますが、これまで平成9年4月から平成10年4月まで、ガス事業法に係る業務に携わり、液石法に係る業務は初めての経験となるところです。

さて、液石を取り巻く環境と致しましては、価格の高騰、エネルギー間の競争、液石間の競争など大変厳しいものとなっているところです。その様な環境の中、保安につきまして、今更、私が申し上げることでも御座いませんが、原子力安全・保安院から「平成18年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」が発出されており、関係者の皆様におかれましては、既に取り組みが行われていることと存じます。

昨今、安心・安全との言葉は、私どもが担当する業界のみならず、住宅、食品、輸送業界及び地域社会生活などあらゆる分野において、また、その言葉を報道などで、耳にしない日は無いと申し上げるほど良く聞く言葉となっているところです。残念ながら、当液石関係に於きましても平成17年度は複数の重大な法令違反事例が認められ、液石関係事業者への社会の信頼が損なわれる事態となっているとともに、近年の液石関係の事故件数も高水準で推移しており、当該状況を改善して頂くためにも、事業者及び保安機関の皆様による全社的な法令遵守の徹底と自律的な保安確保に向けた努力がより一層必要となっているところであります。一方、時間をかけ地域の消費者から信頼される企業を築いてきたものの、その信頼を失うことは一瞬でありますが、企業業績を最優先するあまり、安心・安全の軽視から、その企業の土台が瓦解する事例は、枚挙にいとまがないのも事実です。

そのため、法令遵守を推進するためには、経営者が自ら社内外に保安の重要性に対する姿勢を明確に示し、従業員個々のレベルにまで意識の浸透が図られるよう保安確保の指導力を発揮することが安心・安全を確保する最重要課題と認識しているところです。

私ども産業保安監督部は、昨年4月に設置され、従来、経済産業局が所掌していた 事業規制と保安規制のうち保安規制事務を原子力安全・保安院長の指揮監督下に置く ことにより、その保安責任の一元化・明確化が図られたものであり、今年は、組織も 落ち着き2年目となりますことから、これまで以上に業務執行の透明性、中立性・公 平性など保安の確保に努めて参る所存であります。

最後になりましたが、関東液化石油ガス協議会の今後のご発展を祈念致しまして、 就任の挨拶とさせて頂きます。